

栃木労働局「**今月(3月)のおすすめ情報**」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



～今月のおすすめ情報～



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 栃木県の労働災害は2017年から増加傾向です。労働災害防止の徹底をお願いします。

栃木県の労働災害は2017年から増加傾向にあります。2022年は14人の貴重な命が労働災害によって失われています。

○引き続き「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつ「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。

○建設業においては、3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害）による死亡災害が多発しています。建設3大災害防止に取り組みましょう。



② 【令和4年】栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金

【効力発生日：2022（令和4）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額 913円

特定最低賃金

【効力発生日：2022（令和4）年12月31日】	◇電子部品等製造業	時間額 971円	
◇塗料製造業	時間額 1,023円	◆自動車・同附属品製造業	時間額 978円
◆はん用機械器具等製造業	時間額 970円	◇計量器等製造業	時間額 971円



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

* **業務改善助成金**: 生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金。

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440

* **相談窓口**: 栃木働き方改革推進支援センター

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL0800-800-8100

賃金引上げ特設ページを開設中です！
賃金引上げ事例等を掲載しています。
<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



③ 【令和5年4月1日施行】育児休業取得状況の公表の義務化について

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



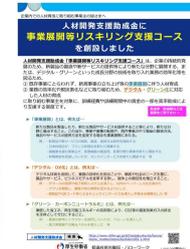
④ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。

○事業展開等リスキリング支援コース・・・企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

[問合せ] 栃木労働局助成金事務センター TEL028-614-2263



⑤ 求人の申込みには求人者マイページが便利です！

◆求人者マイページは、求人の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

- メリット① **いつでも、どこでも求人申込みができます！**
 - ・パソコン、スマートフォン等から求人申込みができるので、在宅勤務や出張先からも登録が可能です。
- メリット② **過去に出した求人データを活用（転用）できます！**
 - ・過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるので、求人情報を管理しやすくなります。



○求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。
スマートフォンからも利用可能ですので、是非ともご利用ください。

開設、求人の手続きについては、お近くのハローワークにご相談ください。

ご希望があれば、ハローワーク職員が訪問し、開設をお手伝いいたします。

⑥ 緊急雇用安定助成金が令和5年3月をもって終了します

○緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。

※詳しくはこちらから⇒



⑦ 労働基準監督官試験

～2023年度労働基準監督官（国家公務員）採用試験のご案内～

労働基準監督官は労働者が安心して働ける職場環境の実現を任務とする専門職の国家公務員です。

- 受付期間（インターネット申込）
2023年3月1日（水）午前9時～3月20日（月）受信有効

